

あつた。

電話は戒嚴令施行と共に、軍用電話が官廳間必須の箇所には假設せられ、逓信省電話は九月五日五十九箇の電話を救護に係る諸官衙間に開通し、漸次之を擴張して九月十四日百七十一箇とし、新聞通信社及救濟機關等に架設し、次で九月二十九日東京市内殘存四局の加入者間に一般通話を開始した。燒跡の本會診療所等に電話を開通したのは暫く後の事である。

國有鐵道の被害は、軌道の破損延長三百五十哩、驛舎の類燒及倒壞五十、燒損車輛電車三十一、客車四百八十六、貨車千二百五十二、機關車三十二輛で、震災直後震災地から地方に達する鐵道は、信越線が川口町迄來て居るに過ぎなかつたのであるが、當局は陸軍省の援助を受けて、各方面の應急的復活を急ぎ、九月四日から始めて十月一杯位で漸く各所共全通する様になつた。

東京市營電車の被害は、燒失區域に於ける軌道の延長百八哩餘、架線の被

害四十一哩、車輛の燒失したるもの「ボギー」車、四輪車を併せて七百七十九臺半燒したるもの三十八臺であつたが、九月六日から一部の運轉を開始し、漸次擴張して十一月に至る迄の状況は次の表の如くである。震災前の通りに全系統の復舊したのは翌年六月であつた由である。

東京市罹災後の電車狀況一覽表 (東京市調査課發表)

月 別	運 轉 系 統	運 轉 哩 數	乗 客 數
九 月	一一	八九七、四一三	八、九八八、二九四
十 月	一四	一、九六二、一〇六	二七、七〇五、〇六六
十 一 月	一八	二、五二三、九六一	三四、八四一、三〇二

東京市内の道路の破損も甚敷く、震災直後は勿論、十月頃に至つても未だ道路の上に燒落ちた煉瓦や土が積まれてある場所等もあり、殊に橋梁の燒失破損したるもの多くして、鐵橋十、木橋百九十五、鐵木混合橋八、合計二百十三に及び陸軍の援助等もあつて間もなく假橋が架設せられ、通路は

兎に角開けたが、自動車の交通等には可なり久しく不便を忍ばねばならぬ状態であつた。

大正十二年	九月二日	關東戒嚴令及非常徵發令公布せらる
同	日	臨時震災救護事務局設置せらる
九月七日		流言浮説に對する取締令
		罹災地債務の支拂延期令
九月十一日		生活必需品に對する暴利取締令公布せられ
		生活必需品土木建築用機關材料の輸入税免除低減に關する勅令公布せらる
九月十二日		罹災者の納税免除及猶豫令公布せらる
九月十三日		假建築物に關する勅令公布せらる
九月二十二日		物資供給令公布せらる

第二編

臨時救療事業總說並中央機關の活動

第一章 罹災時及其直後の状況

一、本會諸機關の罹災

大正十二年九月一日正午前二分、思ひ設けざる彼の一大變災の第一震を序幕として、本會の諸機關も忽ち惡戰苦闘の戰場に入った。

本部の建物は煉瓦の厚壁に龜裂を生じ、事務室の天井は轟然として墜落し、黄塵濛々殆ど咫尺を辨せぬ間に在て、一名の負傷者をも出さなかつたのは眞に僥倖であつた。職員は時を移さず隣接せる本會病院に協力して、専ら患者の避難に盡力し、爾後罹災傷者の救護、火災に對する避難準備、食料物資の補給、建築物の應急修葺等、間斷なき當面の難關に對して連日の苦闘を續けた。

通信交通機關の斷絶せる間に在て、連絡上相互に苦心努力したる結果、各機關罹災の状況は日ならずして明になつた。今之れを綜合して見ると

次の通りである。

本會諸機關罹災概況一覽表

部	建物	職員	患者
本會本部	大破損	無事	異常ナシ
本町分院	破損	事務長輕傷 調劑員一名行方不明	同
深川診療所	全焼	無事	同
本所診療所	同	無事避難 看護婦二名、下足番一名行方不明	無事退散
浅草診療所	同	無事避難	同
下谷診療所	同	同	同
小石川診療所	小破損	無事	同
四谷診療所	同	同	同
巡回診療班(八ヶ班)	同	同	同

二、職員罹災

焼失した診療所の職員は殆ど身を以て危難を脱し、逐次本部に届出でた
るも中には遠く難を郷里に避けて通信交通を遮断されたるが爲め、本部

に於ては久しく之等の行方を知るに苦心したる者もあつた。而も各種
の搜索手段を盡して遂に最後迄行方不明として残り、恐らくは避難途中
災火に包まれて、東京市内六萬近くの罹災死亡者と、其運命を共にしたる
ならむと想像し得る左記の四名に對しては、眞に哀悼の極みであつた。
本會は夫々見舞金を贈呈して遺族を慰むるの資とした。

罹災行方不明者

本會病院調劑員 神田 守 出(二十五歳)
右大正十二年九月一日震災當時本會病院に在りて他の職員と共に病院及患者の保護に勤めて居つたが、同
日午後暇を得て、本所若宮町なる本人住宅の安否を尋ねむとし、同方面に向て立出でたる儘遂に行方不明と
爲つた。

本所診療所看護婦 稗田 光子(二十一歳)
同 同 岩間 さと(二十歳)
同 同 下足番 松井 仙藏(七十歳)

以上の三名は九月一日日本所診療所勤務中、災變突發し、同所及患者の保護に勉めたるも、直後起りし火災
の爲め遂に各自退去することとなり、診療所を出でたる儘行方不明となつた。只看護婦兩名は被服廠跡に至
る迄同診療所小使正富郁太郎と同行したるも、雑沓の間に其踪跡を見失ひ、小使は隅田川に潜入して一命
を全うした。

職員中家宅に災害を蒙つた者は本部以下を合して

全焼七十一名 全潰十名 半潰三名
 に達した。是等の人々に對しては後日災害見舞金を贈つて其不幸を慰めた。

以上記するが如く、本會の職員や建物設備等には、各大小の被害を免れなかつた間に在つて、獨り患者の生命病狀に何等の危害を來すことなく之を保護し得たるは、各職員の其職責を重んじて、献身的に努力したる結果であつて、眞に不幸中の大幸と謂はねばならぬ。

罹災時に於ける奇篤なる行爲

罹災時に處して各職員の努力したる功績は何れも顯著なるものであつたが、其中淺草診療所の看護婦大谷チヤウ新村静江、石田トシの三名は大震災の起ると共に、各人身を以て逃るゝに際し、診療所用人力車に同所備付の顯微鏡を載せて搬出し、猛火の巷を辿つて遂に之を安全に救ひ出したる奇篤の行爲に對し本會から賞金を授與して居る。

又職員以外にも平素出入の商人等で震災當時逸早く本會病院や分院に駆け付けて來て、患者避難所の設備、糧食の調達其他に關し、特別に奔走助力したる人々もあつた。之に對しては後日謝狀と共に手當金を贈つて其勞を犒つた。

三、本會地方機關の來援

九月六日には兵庫縣から本會病院醫員以下十五名より成る救護班が芝浦に上陸して來た。

次で大阪府からも、本會病院外科醫長以下十一名より成る救護班が來た。前者は東京府吾嬬町に至り、近衛師團の救護班と協力して作業し、延人員一千餘人の傷病者を取扱つて、九月十八日に歸縣し、後者は東京市淺草公園内で一週間救療作業に従事したる後歸府した。

四、災後の小康

本會の事業は當面の必要上、常時の救療を目途としてあるのみで、非常時に於ける措置としては、極めて小規模の應急出動を計畫してあるの外、準備も訓練もないのである。而て此未曾有の變災に遭遇し、急速に統一ある積極的活動を望むことは出來ぬ。之が爲めには新に根本的計畫を策立して、人を集め設備を整へて掛らねばならぬのである。

當時各責任者の獨立的活動に頼り、専ら來集傷病者の所置に追はれ、又燒

失區域の診療従事員には、先づ其一身の避難を完からしめ、漸く本部に連絡し來る者は、一時發燒機關に配屬して其業務を補助せしめつゝ、一見小康を呈して居る間、内部に在つては一大活躍の機運が沸々として醸生しつゝあつたのである。

第二章 臨時救療事業の發議及其審議

罹災三百萬生民の慘狀は既に第一編序説に於て概説したるが如し。上は畏多くも

天皇陛下の宸襟を惱まし奉り、九月三日御内帑金を下賜はり、九月十二日には 詔書を下され、又

皇后陛下には特に宮内省巡回診療班をして、罹災傷病者の救療を行はしめられ、政府の救護施設は勿論、上下内外舉つて此世界的一大變災に對し未曾有の感激を以て救濟の事に當つたのである。此秋に際し、畏くも聖旨を奉戴して救療の業に携はつて居る本會に於て、獨り退嬰自守を事として居らるべきであらうか。果然機は動き、策成り一大英斷は施され、本會は罹災者の救療普及に挺身する事となつたのである。

震災直後罹災地に來集し、簇生したる公私多數の救療機關は、目醒ましき活動を遂げたと雖も、其大半は眞に應急的であつて、間もなく撤退して行

く後に於て殊に向寒の季節、住居と被服とを焼盡せる罹災傷病者を保護するには、少くも相當の設備を整へ、稍持久的に作業すべき機關を必要とするのである。本會は政府の意圖と、四圍の情勢とを察し、他の友僚機關と相携へて此必要に應ずる爲め、九月十三日臨時役員會の決議を以て豫算概算五百萬圓、繼續約十箇月の臨時救療事業を計畫した。

之が施行に關する件は、十月二十二日内務大臣の認可を承け、十月三十一日更に役員會を開きて多少の變更を加へ、十一月十五日及十二月六日の兩回に亘りて開催せし臨時評議員會に於て慎重審議の上可決せられ、總裁仁親王殿下の御承認を経て、勅許を仰ぎ、確定に至つたものである。

事業計畫及實施の詳細は後章に譲り、本章に於ては主として資金支出に關する経緯を明にする爲め、以下審議機關の議事に就て順次略述するであらう。

一、臨時役員會 (大正十二年九月十三日)

議案

大正十二年度歳入歳出追加豫算

歳入 臨時部借入金 五百萬五千八百九拾圓

歳出 臨時部震災臨時救療諸費 金五百萬五千八百九拾圓

右説明 本年度豫算に追加を要する理由は去る九月一日前古未曾有の大震災及之に續發せし大火災の爲め東京及横濱兩市内に於ける傷病者を收容し、竝に協調會とも合同し救療を行ひ、又本會病院及分院其他の應急及復舊工事の施行を要し、而て之が財源は他に方途なきを以て本會元資より借入急施せんとするに因る。

出席役員氏名

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 會 長 | 公爵 徳川 家達 | 副會長 | 侯爵 蜂須賀 正韶 |
| 理事長 | 島田 剛太郎 | 理事 | 窪田 静太郎 |
| 理事 | 和田 豊次 | 同 | 團 琢 磨 |
| 同 | 桐島 像一 | 同 | 公爵 二條 厚基 |

同	柿沼竹雄	同	内藤久寛
商議員	小橋一太	商議員	横山助成
醫務主管	北里柴三郎		

決議

- 一、大正十二年度本會歳出豫算に震災臨時救療諸費金五百萬五千八百九拾圓を追加し之が財源は本會元資より一時借入るゝものとし同額の借入金を歳入豫算に追加す。
- 二、右の如く多額の費用を要する場合なるを以て大正十二年度豫算中既定の營繕工事は止むを得ざるものゝ外之を中止する爲既定營繕費參拾貳萬四千六百拾圓を九萬八拾貳圓に更正す隨て之が歳入豫算たる借入金も同額に更正す。
- 三、今回災害の爲本會の救療機關たりし深川本所、淺草、下谷の四診療所は孰れも全滅の慘害を蒙り本年度再興の見込立難きを以て右診療所に要する既定豫算中金四萬圓を減額し震災臨時

救療費に充つる爲大正十二年度本會特別會計歳出豫算を更正す。

決議通報

右の決議は當時交通通信機關不備にして、而も極めて緊急を要する場合、評議員會の議を経るに違なきを以て、文書を以て理事長より各評議員に對し左の如き通牒を發送して居る。

拜啓本月一日前古未曾有の大震災竝大火の爲め多數の傷病者を出したるも之が救療機關は殆ど全滅慘然たる狀況を呈し候此際本會は奮て之が應急救療に従事することゝし東京及横濱に新に罹災傷病者の收容所建設本會建造物復舊工事等之が出費多額を要し候も緊急の場合殊に通信及交通機關杜絶の折柄相當の手續を履むの違無之に付去る十三日臨時役員會を開き臨機の處置として左記の件々を決定し總裁宮殿下へ上申の上施行の事に相成候間御承認置被下度右は他

日評議員會開會の節正式追認を請ひ可申積に候得共不取敢
右得貴意候 敬具

大正十二年九月十八日

理事 長

各評議員宛

記

(前項決議事項に同じきを以て省略す)

二、第二次臨時役員會

(大正十二年十月三十一日於華族會館)

議案

- 一、臨時震災救療諸費五百萬五千八百九拾圓を本會基金より支出する件(但四分利公債約六百六拾七萬圓を賣却處分せむとす)
- 一、大正十二年度本會歳入歳出追加豫算「第二款借入金」を「基金繰入金」と爲す件
- 一、疑に臨時役員會に於て更正決議せられたる大正十二年度豫

算中本會大阪府診療所新營費金拾萬參千貳百六拾七圓の削減に對する豫算は其當時既に大阪府當局に於て事業進捗し居り中止し能はざる事情あるを以て之を復活し其の財源は本年度の經常豫算剩餘金を以て之に充當せむとす。

出席役員氏名

當日は會長、副會長、理事、商議員及醫務主管に役員會開會の件を通知し置きたる處、出席者は次の如くであつた。

會 長	公母德川家達	副會長	侯爵蜂須賀正韶
理事 長	公母二條厚基	理 事	窪田靜太郎
理 事	大橋新太郎	同	團 琢 磨
同	桑田熊藏	同	桐島像一
同	柿沼竹雄	同	内藤久寛
商議員	小橋一太	商議員	塚本清治
同	堀切善次郎	醫務主管	北里柴三郎

決議

第一案は大橋理事の修正意見に依り、「但書」以下を變更して、「但本文金額に相當する國債を賣却するものとす」と修正可決せられ、第二案第三案は原案の儘、全會一致可決確定した。

決議通報

各評議員には右の決議を通報すると共に、臨時評議員會開催の旨を豫告し、之に出席し難き向に對しては書面を以て賛否の意見を回報せられ度旨を要求して居る。其通報の全文は次の如くであつた。

拜啓陳者大正十二年九月一日の大震災に因る罹災傷病者救療の爲め臨時役員會を開き臨機の處置として臨時救療諸費金五百萬五千八百九拾圓を大正十二年度本會歳入歳出豫算に追加し之が財源は一時本會元資より借入施行の旨去る九

月十八日付書面を以て得貴意置申候處御承知の通り本會元資は利殖を圖る爲め國債又は地方債等となり居り候に付前記金額を借入るゝには一方に於て之等國債等を擔保として現金に換へざるべからざる次第に有之爾來種々各各面に交渉を試み候得共低利の資金を得る見込なきのみならず多額の利息を支拂はざるべからざるの結果非常の不利益と爲り寧ろ基金より之を支出することゝする方利益に有之且今回の如き非常の場合に際し臨時救療費として之に必要なる經費を基金より支出するも敢て本會の趣旨に悖らざることゝ存候に付此際臨時救療諸費金五百萬五千八百九拾圓に相當する國債を賣却支出することに致候處本會基金を處分するには本會寄附行爲第八條第三項に依り評議員三分の二以上の同意を要し候儀に有之就ては來る十五日臨時評議員會開會に候へ共豫算案附議の關係も有之御出席難相成節は書面

を以て得御同意度別紙處分案相添此段得貴意候 敬具

大正十二年十一月四日

理事 長

評議員宛

追て本件は本文申進候通り至急を要し候次第に付本月十四日迄に當方に到着候様何分の御回報相願度此段申添候也
(別紙省略)

三、臨時評議員會 (大正十二年十一月十五日) (午後四時華族會館に於て)

議案

- 第一、財恩賜濟生會基金支出案
- 第二、大正十二年度財恩賜濟生會歳入歳出更正豫算案
- 第三、大正十二年度財恩賜濟生會特別會計歳出更正豫算案
- 第四、大正十二年度財恩賜濟生會歳入歳入特別豫算案

當日は總裁 兼仁親王殿下の台臨を仰ぎ、特に令旨を賜ひ、徳川會長奉答申上げた。其令旨及奉答辭並會長開會の辭は左の如くであつた。

令旨

本日臨時評議員會に臨み茲に諸氏と相見るを欣ふ今次關東の大震火災は未曾有の大慘事にて罹災傷病者の救療を要すること極めて緊切なり此時に當り本會機宜を失せず應急の施設を爲し施藥救療に遺憾なからしめ日夜盡瘁大に機能を發揮したるは洵に嘉すへし諸氏更に一層奮勵して事業の遂行を期し以て本會の目的を達成せんことを望む

奉答辭

本日茲に臨時評議員會の開會に際し特に台臨を辱ふし親しく優渥なる令旨を賜ふ誠に感激措く能はず謹て令旨を奉體し各々奮

勵して臨時救療の事業を遂行し以て其目的を達成するに努めんことを期す一同に代り恭く奉答す

會長開會の辭

本日茲に臨時評議員會を開會致すに付きまして一言御挨拶を申上ます

去る九月一日關東一府六縣に於ける大震災は裂震に加ふるに其後起りました大火災の爲め被害一層劇甚を極め東京横濱其他の市區をして大部分焦土に歸せしめ十數萬の死傷者と三百餘萬の罹災者を出したるが如き史上未だ曾て有らざるの大慘事にして其慘憺たる狀況は今更亦言ふに忍びざる處で御座います

此時に當りまして本會は此災害の爲本會事務所、病院、分院並に横濱病院は大破を被り深川、本所、淺草、下谷の診療所四ヶ所は全燒の厄に罹り診療従事員中今尙四人の行衛不明者のありますことは

遺憾に堪へませんが其他の職員並に收容患者一同無事でありましたことは不幸中の幸福のことゝ存する次第であります

震災の起りますると同時に病院、分院、各診療所に於きましては職員一同協力一致傷病者の應急救療に努めましたがあ此際一般醫療機關も殆んど全滅の姿に立至りまして官民一同一致協力傷病者の救療に努力致さねばならぬ状態でありまして本會成立の趣旨から致しましても急速に東京横濱其他罹災地に對し診療機關を増設して救療事業を全ふするは當然のことゝ認めまして當時通信交通機關も杜絶の際であり旁諸君にお謀り致すこと困難の場合でありましたから臨機の處置と致しまして理事、監事、商議員、醫務主管の會合を煩はし合議の上金五百萬餘圓の借入をなし之を實行することゝ致しましたことは當時理事長より詳細御通知申上まして御承認を願つて置きました様な次第であります

先般理事長以下職員の変更がありましたので更に計畫を新に致

し爾來著々診療機關の擴張充實を計り救療の普及徹底を期し職員一同努力して居る實況で御座います
 就ては爰に御承認を願て置きました追加豫算等正式の御追認を願度而して借入金で以て救療費に充てると云ふ事は極めて不利益の事情もありますので此際元資より支出することに致度又從來本會の採りました罹災者救療の狀況をも報告したいと存じまして此際特に臨時評議員會を開會致しました次第で御座います
 災後未だ日淺く諸君に於かせられましても公私御多端の折柄なるに拘らず御繰合せ御出席を得ましたことは誠に感謝の至に存じます何卒此の非常時に當り事情宜く御洞察の上御協賛の程願ひたく存じます尙各事項に涉り詳細の事は理事長其他より申上ることと致します

會議の結果

石黒評議員、評議員會長と爲りて討議したる結果、慎重審議の爲め

左の九氏を特別委員に擧げ、議案の審査を附託することに決した

特別委員

- | | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 委員長 | 平山成信 | 委員 | 根津嘉一郎 |
| 委員 | 潮 惠之輔 | 同 | 桑田熊藏 |
| 同 | 久米金彌 | 同 | 山田準次郎 |
| 同 | 松井 茂 | 同 | 小橋 一太 |
| 同 | 荒川義太郎 | | |

(順序不同)

閉會後總裁宮殿下より一同に對し晩餐を賜はつた。當日出席の評議員及役員の名は次の如くである。

評議員

- | | | | |
|----|--------|-------|-------|
| 子爵 | 石黒忠應 | 一木喜徳郎 | 池松時和 |
| | 服部金太郎 | 長谷川久一 | 橋本正治 |
| | 馬場一衛 侯 | 爵細川護立 | 堀内秀太郎 |
| | 力石雄一郎 | 長延連 男 | 爵大森鐘一 |

監事	大谷 靖	大村彦太郎	太田政弘
	渡邊 甚吉	神田 錫藏	片山國嘉
	風間幸右衛門	添田敬一郎	鶴田禎次郎
	根津嘉一郎	長井長義	中川 望
商議員	潮 惠之輔	上田 萬年	梅谷光貞
	牛塚虎太郎	理事 桑田熊藏	久米金彌
商議員	山田進次郎	山縣治郎	松 井 茂
事務取扱	小橋 一太	荒川義太郎	坂本鈺之助
	佐竹義文	啓務主管 北里柴三郎	三 宅 秀
	道岡秀彦	平山成信	茂木七郎右衛門
	杉村甚兵衛	末松偕一郎	
職員			
會長公府	徳川家達	理事長公府 二條厚基	理事 桐島 像一
理事	柿沼竹雄	監事 山岡順太郎	

四、特別委員會 (大正十二年十一月十八日)

前節臨時評議員會に於て審議を依託せられたる特別委員は、十一月十八日特別委員會を開催し、懇談的に各自腹藏なき意見を述べて審議したる結果

- 一、金五百萬餘圓の支出は承認すること但し成るべく経費を節約して金を剩し
- 二、其補填は未納金の拂込其他適當の方法を充分に講せられ度し
- との三點に付、當局者より「責任を以て経費の節約、資本金の補填に努力すべし」との言明を得て、一號より四號に至る議案全部を承認すること、及今回の臨時支出は純然たる特別會計と爲すべき事に決した。

五、第二次臨時評議員會

(大正十二年十二月六日於華族會館)

出席評議員

子爵	石黒忠愼	侯爵	蜂須賀正韶	服部金太郎
兼理事	大橋新太郎		岡田忠彦	大谷嘉兵衛
	片山國嘉		添田敬一郎	鶴田禎次郎
	根津嘉一郎		長井長義	永田秀次郎
兼商議員	潮 惠之輔		宇佐美勝夫	桑田 熊藏
	久米金彌	兼理事	窪田靜太郎	兼商議員 山田準次郎
	馬越恭平		松 井 茂	男爵 藤田平太郎
兼商議員	小橋一太		荒川義太郎	安河内麻吉
男爵	阪谷芳郎		阪本鈺之助	醫務主管 北里柴三郎
	三宅 秀		平山成信	元田 敏夫
	茂木七郎右衛門		末延道成	

役員

會長 公爵 德川家達 副會長 侯爵 蜂須賀正韶

理事長 公爵 二條厚基 理事 柿沼竹雄

議案(前回よりの懸案)

- 第一、財團 賜濟生會基金支出案
- 第二、大正十二年度財團 賜濟生會歲入歲出更正豫算案
- 第三、大正十二年度財團 賜濟生會特別會計歲出更正豫算案
- 第四、大正十二年度財團 賜濟生會歲入歲出特別豫算案

評議員會長子爵石黒忠愼氏開會を宣し、前回審議を附託したる特別委員長の報告ある旨を告げ、議事を開始し、平山特別委員長より前節特別委員會に於ける審議の結果を報告し、滿場一致を以て特別委員長報告通り可決確定し、最後に大橋評議員より左の建議案を提出し、委員の選定は會長の指名に一任することとし、是亦滿場一致を以て可決確定し、圓滿裡に閉會と爲つた。

建議案

大正十三年度以降本會事業經營の方法並基金運用方法調査に關する

特別委員設置の件

當日出席の上、原案に同意を表したる評議員三十二名の外、十一月四日の通牒に應じ、文書のみを以て同意を表したる評議員八十六名あり、併せて百十八名の同意を得て評議員會を可決通過した次第である。

第三章 臨時救療施設

第一節 臨時救濟部の組織

九月十三日臨時役員會に於て臨時救療事業施行の議一決するや、取り敢へず本會病院敷地内に假病舎を増設すること、駿河臺産院の新設竝横濱病院の閉院とに著手し、又一方東京府委託救療事業費に金六拾萬圓を臨時追加して東京市隣接町村方面に於ける罹災者救療の普及に著手した。

斯くて俄に事業の擴張を來したるに際し、九月三十日理事長の交迭あり、次で本部の職員に異動を生じたと同時に、臨時増員を行ふこととなりたるを以て、全般の組織系統を明にして、職員の協力、業務の遂行を圓滑敏捷ならしむる爲め、左記の如き内規を以て臨時救濟部の職制を定め、陣容を新にして之に當ることとなつた。

臨時救濟部職制内規

第一條 大正十二年九月一日の震災罹災者救療の爲め臨時救濟部を置く

第二條 臨時救濟部に左の職員を置く

總長	理事長を以て之に充つ
副總長	參事を以て之に充つ
救療部長	部長を以て之に充つ
救療材料配給部長	參事を以て之に充つ
工事部長	參事を以て之に充つ
情報部長	參事を以て之に充つ
地方部長	參事を以て之に充つ
會計部長	部長を以て之に充つ
庶務部長	部長を以て之に充つ
技師	囑託を以て之に充つ

主幹 主事を以て之に充つ

書記 書記を以て之に充つ

技手 囑託を以て之に充つ

總長は部務を總理す

副總長は總長を輔佐し部務を掌理す

部長は總長の命を受け部務を掌理す

技師は技術に従事す

主幹は上長の命を受け事務に従事す

書記は上長の命を受け事務に従事す

技手は工事部長の命を受け技術に従事す

第三條 救療部に於ては左の事項を掌る

救療に關する事項

病院、分院、産院、診療所、診療班、妊産婦保護所の監督に關する事項

第四條 救療材料配給部に於ては左の事項を掌る

救療材料の配給に關する事項

第五條 工事部に於ては左の事項を掌る

既設病院の擴張、病院、産院、診療所、妊産婦保護所、其他建設及營繕に關する事項

第六條 情報部に於ては左の事項を掌る

救療設備の周知に關する事項

罹災者の狀況に關する事項

第七條 地方部に於ては左の事項を掌る

神奈川縣下、千葉縣下に於ける救療事業の施設監督に關する事項

第八條 會計部に於ては左の事項を掌る

救療材料の購入保管に關する事項

豫算決算に關する事項

第九條 庶務部に於ては左の事項を掌る

文書に關する事項



他部の分掌に屬せざる事項

第十條 臨時設置の病院、産院、診療所、診療班、妊産婦保護所には東京市

診療従事員職制を準用す

右の職制に依り本部に於ては大正十二年十月十二日次の如く幹部職員
の就任を見た。

總 長

理事長 公 府 二 條 厚 基

副 總 長

參 事 醫學博士 宮 島 幹 之 助

救 療 部 長

部 長 牧 山 駒 之 助
大正十二年十月二十三日休職退任

部 長 紀 本 參 次 郎
大正十二年十月三十日就任

救療材料配給部長

參 事 醫學博士 宮 島 幹 之 助

工 事 部 長

參 事 久 保 田 豐

情 報 部 長

參 事 吉 田 昇 起

地 方 部 長

參 事 高 木 季 熊

第二編 第三章

會計部長

部長

紀本參次郎

大正十二年十月三十日轉任

兼重守一

大正十二年十月三十日就任

庶務部長

部長

大畑彥三

本部各部職員表

(大正十二年十二月末日現在)

救療部

部長 紀本參次郎
書記 青木信

小倉高晴

十字一太郎

林勝守

青木次三郎

金井藤次

石井金之助

中山繁吉

高山武雄

遠田吉五郎

長山繁吉

下山幸喜

四方敬一

谷澤雅一

陸壯三郎

三戸重太郎

配給部

計十八名

榎田良樹

三戸重太郎

榎田良樹

谷澤雅一

部長 宮島幹之助
書記 高橋五郎

古橋米三郎

賜前ナツエ

池田一子

岡村三司馬

泉義國

河口野一

篠木福太郎

朝川邦雄

出口二郎

村岡千代男

大關清一郎

横川忍

正清嘉七郎

其他職員以下三名
計十八名

工事部

部長 久保田豊
書記 烏海清

宮川守善

北次龜

室澤九左衛門

箕屋彌太郎

清水元三郎

井崎慎一

伴幸司

眞吉五郎

山本清太郎

大西幸吉

岡田房吉

久保角太郎

山下鶴松

關根松二

佐藤龍藏

片岡繁二

其他職員二名

計二十一

情報部

第二編 第三章

部 長	吉田昇起	部 長	高木季熊	部 長	兼重守一	部 長	大畑彦三
書記	相羽恒吉	書記	長谷善之助	主事	垣本章	書記	片倉直吉
嘱託	清水住之助	計	四名	計	十三名	計	十三名
	沖本虎吉		北條氏輝		松岡京二		大谷捨吉
	堀部小一郎		高橋勝也		奥村千里		早味悦衛
	其他雇員 五名				村山益治		後安大三郎
					永安新萬		馬島晋三郎

書記	安田利雄	書記	高田政一	書記	林貫一
嘱託	徳富齊	嘱託	阿曾末三郎	嘱託	山田良紀
	大竹昌春		關以雄		五味政知
	其他雇員 三名				
合計	九十九名	合計	九十九名	合計	九十九名
備考	以上の外自動車運轉手十六名、船人小使給仕二十三名常用人夫三名 總計百四十一名				

第二節 診療機關の擴張新設

救療計畫の骨子たる病院以下各診療機關の臨時擴張及新設は、最初第一期及第二期に分ちて大綱を計畫し、更に罹災地の現狀に適應せしむべく諸般の調査を経、尙ほ臨時震災救護事務局衛生醫療部や、内務省社會局にて開催せし震災救護打合せとも連繫を圖りたる上、實行案として東京、横濱を主とし、東京府及神奈川、千葉の一府兩縣に亘り、患者收容所大小十五ヶ所千九百余床(其中既設二ヶ所二百五十床)外來診療所(班を含む)九十八